

令和8年度 男女共同参画に関する企業の取組状況調査結果について

【調査の概要】

(1) 調査の目的

本調査は、呉市内企業の経営者や人事担当責任者に対し、「職場における男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」に関わる意識をお尋ねし、今後の市の施策に反映させることを目的に実施した。（平成19年度より継続実施）

(2) 調査の設計

- | | |
|-------|--|
| ①調査区域 | 呉市全域 |
| ②調査対象 | 市内に事業所のある従業員概ね30人以上の企業及び呉市人権尊重企業連絡協議会に加入している企業 |
| ③標本数 | 138事業所 |
| ④調査方法 | 郵送配布・FAX、メール、QRコードからの入力フォームによる回収 |
| ⑤調査期間 | 令和8年7月1日～9月4日 |

(3) 回収結果

A. 発送数	B. 廃業・ 事務所移転等	C. 回収数	D. 回収率 [C÷(A-B)]
304事業所	5事業所	138事業所	46.2%

構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100.0%とならない場合があります。

【調査結果】

I 回答事業所における女性の就業状況

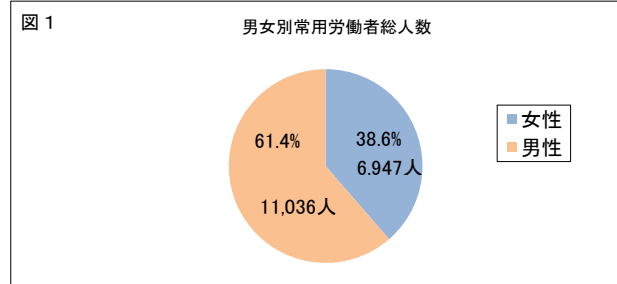
(1) 回答いただいた138事業所の事業内容、常用労働者総人数、規模別事業所数

業種別	事業所数	割合(%)	就労人数計	内女性	管理職	内女性	1～30人	31～50人	51～100人	101～300人	301人以上	小計
建設業	15	10.9	671	110	158	7	7	4	3	1	0	15
製造業	39	28.3	6,309	1,280	595	24	4	8	11	11	5	39
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1.4	35	2	8	0	2	0	0	0	0	2
情報通信業	2	1.4	188	49	45	3	1	0	0	1	0	2
運輸・郵便業	9	6.5	963	183	132	12	1	2	1	5	0	9
卸売・小売業	16	11.6	2,535	1,442	231	16	7	5	2	1	1	16
金融・保険業	3	2.2	689	364	74	12	2	0	0	0	1	3
不動産業・物品賃貸業	3	2.2	47	26	10	2	3	0	0	0	0	3
学術研究、専門・技術サービス業	2	1.4	861	211	51	0	0	1	0	0	1	2
宿泊・飲食サービス業	3	2.2	221	142	26	10	1	0	1	1	0	3
生活関連サービス業、娯楽業	5	3.6	136	34	5	1	3	1	1	0	0	5
教育、学習支援業	2	1.4	190	74	22	8	0	0	1	1	0	2
医療・福祉	19	13.8	2,996	2,165	234	97	3	2	3	9	2	19
複合サービス業	1	0.7	199	93	39	5	0	0	0	1	0	1
サービス業(他に分類されないもの)	17	12.3	1,943	772	153	11	6	1	5	4	1	17
合 計	138	99.9	17,983	6,947	1,783	208	40	24	28	35	11	138

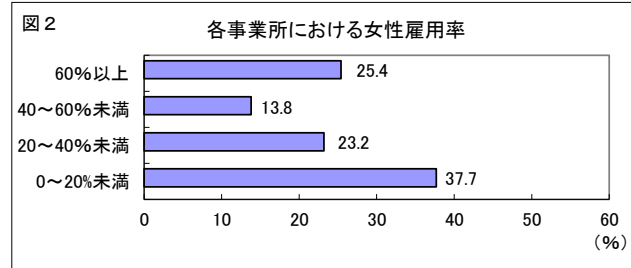
常用労働者総人数とは？

期間の定めなく雇用されている労働者及び一定の期間を定めていても、その雇用期間が反復更新され、事実上定めなく雇用されている労働者の数。(パートタイム労働者を含む。派遣・請負労働者は除く。)

① 事業所の常用労働者総人数に占める女性労働者の割合は、38.6%です。(図1)

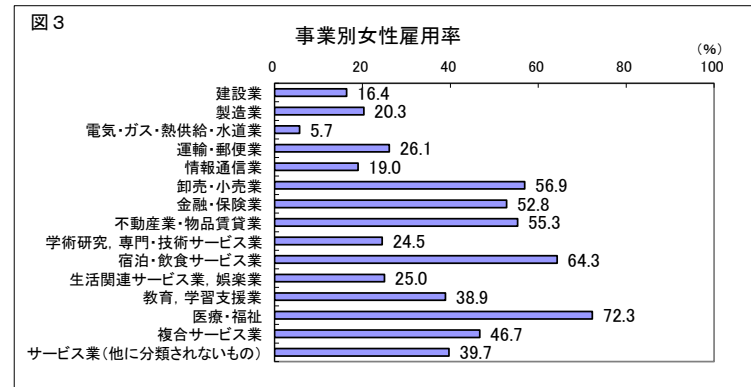


② 各事業所における女性の雇用率は、0～20%未満が37.7%と最も多くなっています。(図2)



③ 女性の雇用率の高い事業内容は、「医療・福祉」が72.3%、「宿泊・飲食サービス業」が64.3%、「卸売・小売業」が56.9%、「不動産・物品賃貸業」が55.3%、「金融・保険業」が52.8%となっています。

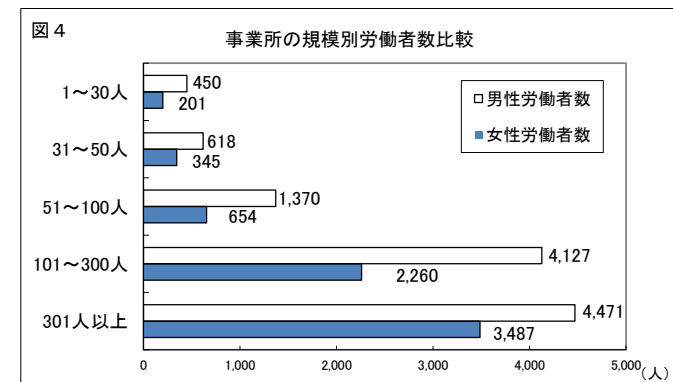
一方、女性の雇用率が低い事業内容は、「電気・ガス・熱供給・水道業」が5.7%、「建設業」が16.4%、「情報通信業」が19.0%、「製造業」が20.3%となっています。（図3）



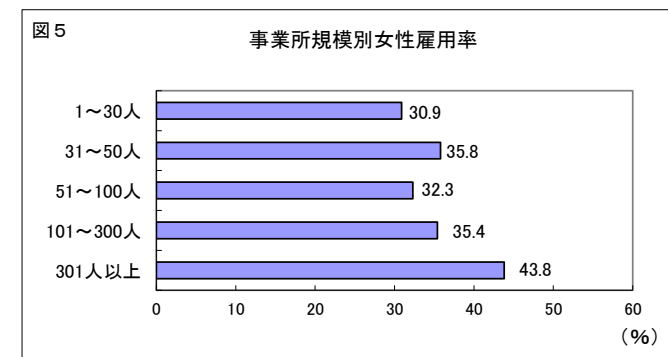
（2）事業所の規模別男女労働者数

事業所規模	男性労働者数	女性労働者数	合計
1～30人	450	201	651
31～50人	618	345	963
51～100人	1,370	654	2,024
101～300人	4,127	2,260	6,387
301人以上	4,471	3,487	7,958
合計	11,036	6,947	17,983

① 女性労働者数が最も多いのは「301人以上」の事業所で、3,487人です。（図4）



② 「事業所規模別の女性雇用率」は、301人以上の規模の事業所が43.8%で最も多く、31～50人の規模の事業所が35.8%、101～300人の規模の事業所が35.4%、51～100人の規模の事業所が32.3%、1～30人の規模の事業所が30.9%の順です。（図5）



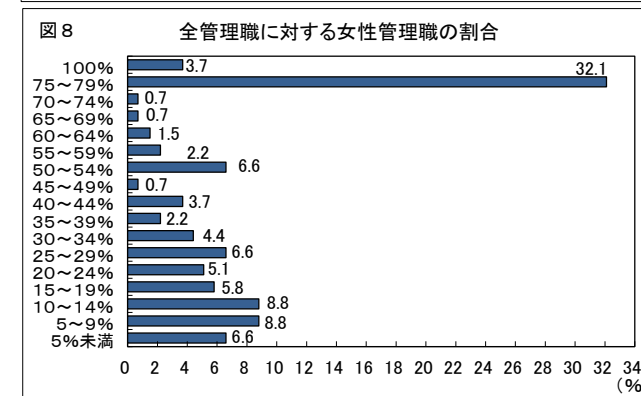
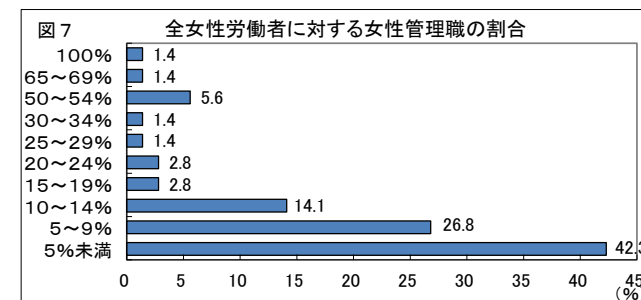
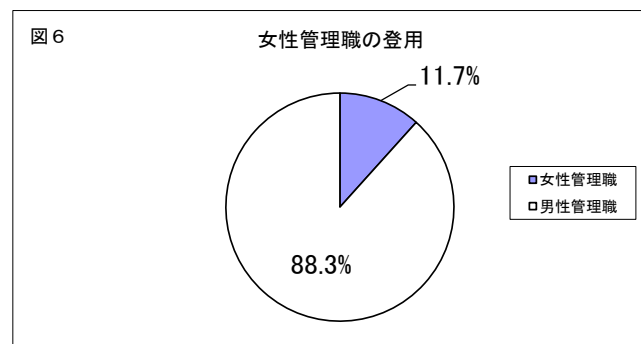
(3) 事業所における女性管理職の登用

- ① 女性を管理職（主に課長クラス以上の職）に登用している事業所は、138事業所中71事業所で51.4%、全管理職1,783人に対する女性管理職208人の割合は11.7%です。（図6）

事業内容	管理職数	女性管理職登用数
建設業	158	7
製造業	595	24
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0
情報通信業	45	3
運輸・郵便業	132	12
卸売・小売業	231	16
金融・保険業	74	12
不動産業・物品賃貸業	10	2
学術研究、専門・技術サービス業	51	0
宿泊・飲食サービス業	26	10
生活関連サービス業、娯楽業	5	1
教育、学習支援業	22	8
医療・福祉	234	97
複合サービス業	39	5
サービス業（他に分類されないもの）	153	11
合 計	1,783	208

- ② 女性を管理職に登用している事業所における「全女性労働者に対する女性管理職の割合」は「5%未満」が42.3%と最も多く、つづいて「5～9%」が26.8%です。（図7）

- ③ 女性を管理職に登用している事業所における「全管理職に対する女性管理職の割合」は「75～79%」が32.1%と最も多く、つづいて「5～9%」，「10～14%」が8.8%です。（図8）



④ 女性を管理職に登用している事業所が、女性を活用することについてメリットと
思っていることは「人的資源の有効活用」が34.6%で最も多く、つづいて「組織の活
性化」が28.5%です。（図9）

その他の意見

○男性・女性双方の視点を活かし、どちらかに偏った考えにならない。

（4）女性の能力発揮促進のために行っている取組

女性の能力発揮促進のために事業所が行っている取組として多いのは、
「責任ある仕事を任せる」が28.0%、
「仕事と家庭の両立への支援」が20.2%、
「仕事の配分や研修等で男女同様に扱う」が17.3%です。
（図10）

その他の意見

○特に男女で変えていない。

図9 女性を管理職に登用しているメリット（複数回答）

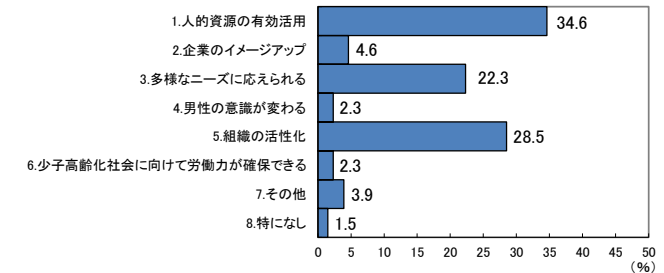
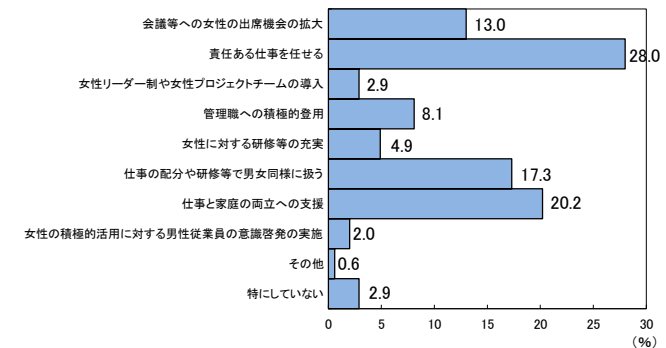
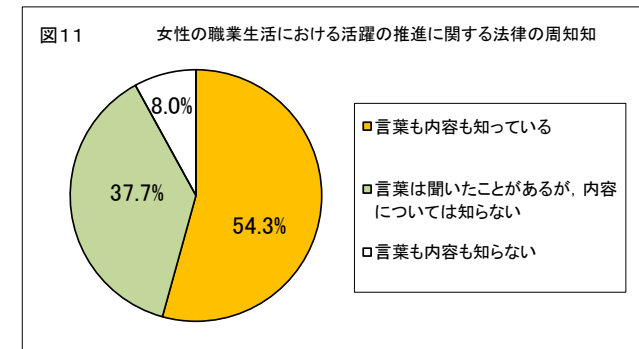


図10 女性の能力発揮促進のために行っている取組（複数回答）



(5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」について

「言葉も内容も知っている」が54.3%「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が37.7%で、言葉の認知度は92.0%となっています。
(図11)

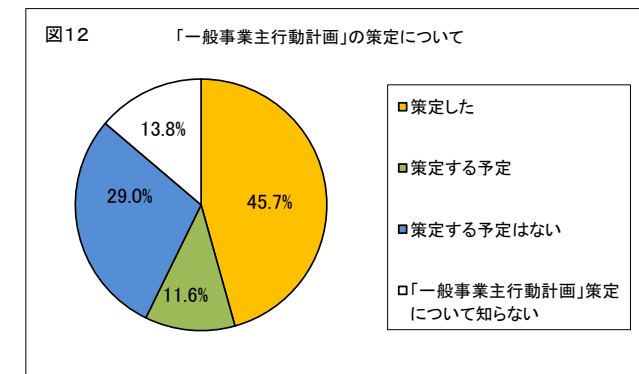


(6) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の策定について

「策定した」が45.7%、「策定する予定」が11.6%となっています。
(図12)

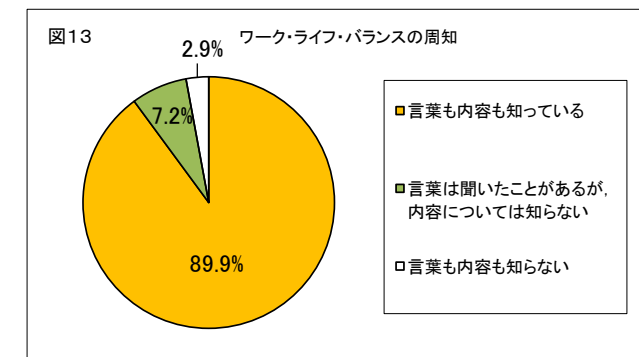
※女性活躍推進法改正に基づき、2022年4月1日から「常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主」も「一般事業主行動計画」の取り組みが義務づけられています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000590015.pdf>
広島労働局ホームページ



(7) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

「言葉も内容も知っている」が89.9%、「言葉については聞いたことがあるが、内容については知らない」が7.2%で、言葉の認知度は97.1%となっています。
(図13)

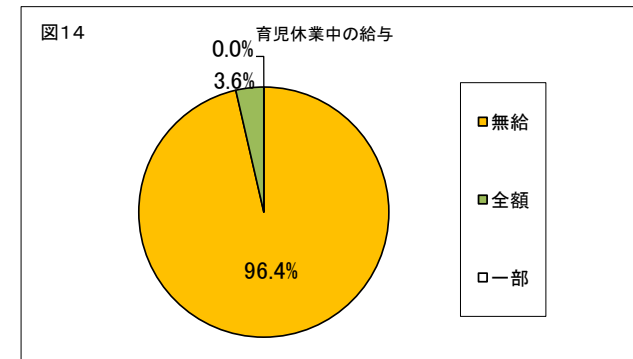


II 回答事業所における職場環境整備の進捗状況

(1) 育児休業中の給与について

- ① 事業所における「育児休業中の給与」は、無給96.4%（133事業所）、全額支給3.6%（5事業所）、一部支給0%（0事業所）です。

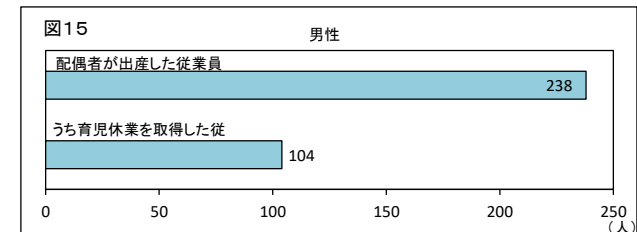
(図14)



- ② 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に育児休業を取得した人数と割合

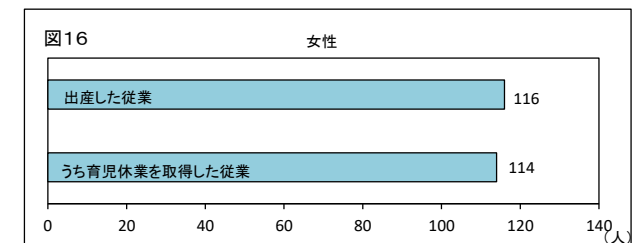
男性	配偶者が出産した従業員 (A)	238
	うち育児休業を取得した従業員 (B) 延べ人数	104
	取得率 (B) / (A)	43.7%

(図15)



女性	出産した従業員 (A)	116
	うち育児休業を取得した従業員 (B) 延べ人数	114
	取得率 (B) / (A)	98.3%

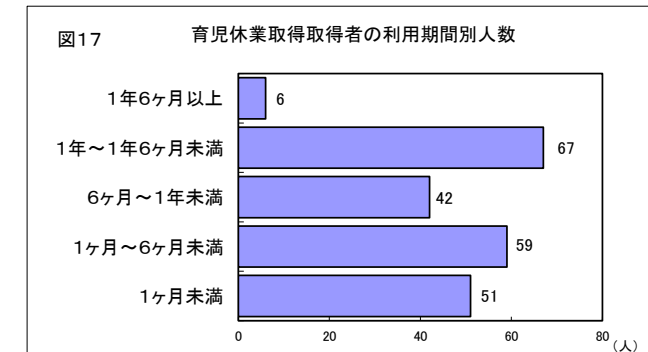
(図16)



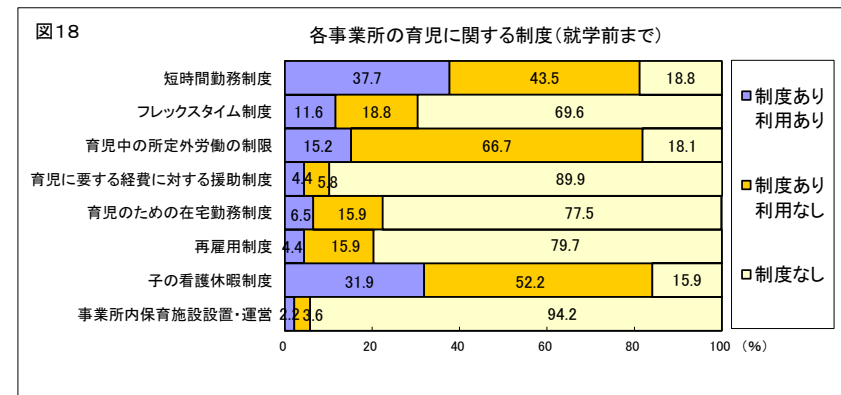
- ③ 育児休業取得者の利用期間別人数 (延べ人数)

	1ヶ月未満	1ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1年～1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上	計
男性従業員	49人	52人	8人	0人	0人	109人
女性従業員	2人	7人	34人	67人	6人	116人
計	51人	59人	42人	67人	6人	225人

(図17)

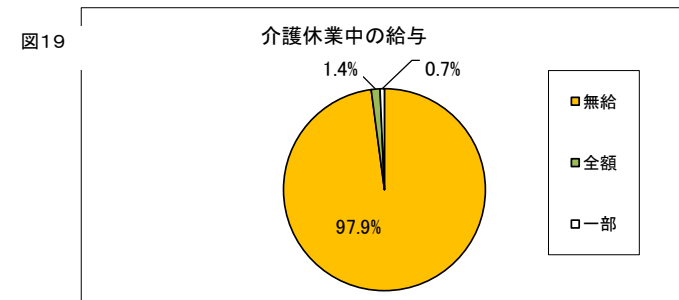


- ④ 各事業所の育児に関する制度(就学前まで)は、「子の看護休暇制度」がある事業所が84.1%、「短時間勤務制度」がある事業所が81.2%です。(図18)



(2) 介護休業中の給与について

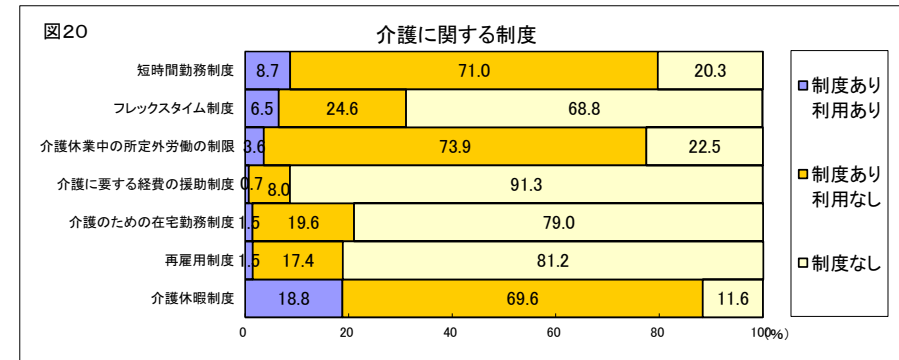
- ① 事業所における「介護休業中の給与」は、無給が97.9% (135事業所)、全額支給が1.4% (2事業所)、一部支給が0.7% (1事業所)です。(図19)



- ② 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に介護休業を取得した人数

介護休業を取得した男性従業員 (4事業所)	5人
介護休業を取得した女性従業員 (8事業所)	10人

③各事業所の介護に関する制度は、「介護休暇制度」がある事業所が 88.0%、「短時間勤務制度」がある事業所が、79.7%です。
(図20)



(3) 事業所の男女共同参画を進めるために希望する行政施策について

「仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所に対し国や自治体の支援の充実」が 26.7%、「保育施設や保育サービスの充実」が 23.9%、「高齢者や病人のための施設や介護サービス」が 21.6%です。
(図21)

